

千葉市民の健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会千葉支部（以下「乙」という。）は、相互協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり包括的連携協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、千葉市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について、連携・協力を図るものとする。

- （1）健康情報等の共有に関する事
- （2）特定健康診査及びがん検診等の受診促進並びに特定保健指導の実施率向上に関する事
- （3）市内事業所等を通じた健康づくりの推進に関する事
- （4）セミナー・イベント等による健康づくりの普及啓発に関する事
- （5）健康づくりに関する事項の調査及び分析に関する事
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙より終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定書の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定書の変更又は解除を行うものとする。

(疑義)

第6条 本協定書に定めのない事項または本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 5月 15日

甲：千葉県千葉市中央区千葉港1-1
千葉市長 熊谷 俊人

乙：千葉県千葉市中央区富士見2-20-1
全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 正巳